

富山県地域団体ブランド発信応援事業補助金のご案内

富山県商工労働部商工企画課

商標法が改正され、平成 18 年度から「地域名」＋「商品(役務)名」からなる商標（いわゆる「地名入り商標」）を「地域団体商標」として容易に登録できるようになるなど、全国的に地域ブランドの保護・活用に対する関心が高まってきています。また、平成 26 年度から地域団体商標の権利者となることができる団体に商工会、商工会議所、NPO 法人が加えられました。

富山県では、県内地域ブランドの活用を促進するため、県内の事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、商工会議所、NPO 法人等が行う地名入り商標の出願に要する経費に対し補助金を交付しますので、活用されるようご案内します。

○補助金の概要

補助対象	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
地域団体商標の出願	事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO 法人等	出願に要する経費のうち、 ・特許印紙代 ・弁理士又は弁護士への報酬（実費、消費税等を含む。）	2 分の 1	10 万円
地名入りの団体商標の出願	一般社団法人その他の社団及び事業協同組合等			

○富山県地域団体ブランド発信応援事業補助金のポイント

1 補助対象

「地域団体商標」又は「団体商標」（地域の名称と商品（役務）の名称等からなるものに限ります。）の出願を対象とします。

（参考）地域団体商標等について

地域団体商標（商標法第 7 条の 2）	地名入り商標が、事業協同組合等（法人格を有しないものを除く。）によって使用されたことにより、隣接都道府県に及ぶ程度の周知性を獲得した場合に商標登録が認められます。
団体商標（同法第 7 条、第 3 条第 2 項）	一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）、事業協同組合等（法人格を有しないものを除く。）がその構成員に共通に使用させる商標です。 ただし、地域の名称と商品（役務）の名称等からなるものは、全国的な周知性のある場合だけ登録が認められます。

2 補助事業者

(1) 地域団体商標の出願の場合

以下の要件を満たしている団体に限ります。

- ① 次の地域団体商標の権利者となることができる団体で、事務所所在地が富山県内であるものに限ります。
- ・ 事業協同組合等の特別の法律により設立された組合
 例) 事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合 など
 - ・ 商工会
 - ・ 商工会議所
 - ・ NPO法人
- ② 設立の根拠となる特別法に、正当な理由がないのに有資格者の加入を拒んだり、加入に際して既加入の構成員よりも困難な条件を付したりしてはならないことが定められている組合でなければなりません。

特別法	対象となる組合
水産業協同組合法	漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
農業協同組合法	農業協同組合、農業協同連合会
中小企業等協同組合法	事業協同組合
森林組合法	森林組合
商店街振興組合法	商店街振興組合、商店街振興組合連合会
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒造組合、酒販組合
生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律	旅館組合
中小企業団体の組織に関する法律	商工組合、商工組合連合会

(2) 地域の名称と商品（役務）の名称等からなる団体商標の出願の場合

一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）及び事業協同組合等（法人格を有しないものを除く。）（以下の網掛け部分）で、事務所所在地が富山県内であるものに限ります。

法 人			権利能力なき社団
営利法人	非営利法人		町内会等
	公益法人	特別法準拠 事業協同組合等	
商事会社	社団法人*	学校法人 宗教法人 医療法人	法人格を取得できるにもかかわらず取得していないもの 法人として設立中の団体 個人
民事会社	財団法人	社会福祉法人 商工会議所	

* 商工会議所、商工会、NPO法人等の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）も対象となります。

3 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

- ① 出願に要する特許庁の出願手数料（特許印紙代）
- ② 出願及び先行調査に要する弁理士又は弁護士の手数料
弁理士又は弁護士に支払われる報酬で、印書代、図面作成代、電子化代等の実費並びに消費税及び地方消費税を含みます。

(2) 補助率

補助対象経費の合計額の2分の1です。ただし、100,000円を上限とします。

4 申請手続きの流れ

- (1) 交付申請書に事業計画書（様式第1号）を添付して県商工企画課へ提出してください。
共同出願の場合は、代表者選任書（様式第2号）も添付して下さい。
なお、申請は随時受け付けています。
- (2) 県で内容を審査し、交付するか否かを決定します。
- (3) 交付決定がされた場合は、出願後、実績報告書に事業成績書（様式第3号）及び収支精算書（様式第4号）を添付して商工企画課へ提出して下さい。
- (4) 県で内容が適正であることを確認後、補助金額の確定通知を送付するとともに補助金を交付します。

（交付申請書等の入手方法）

要綱、交付申請書等は、富山県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp/>）からダウンロードできます。以下のとおり進んで、富山県地域団体ブランド発信応援事業のページを開いてください。

富山県ホームページ→「産業・仕事」→「商工業・建設業」→「商工業」→「融資・補助金」→「地域ブランド活用補助制度」と進んでください。

（お問い合わせ先）

富山県商工労働部商工企画課新産業科学技術班
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
電話 076-444-3245 FAX 076-444-4401